

様式第1号(第9条関係)

宿泊事業者外国人材雇用支援補助金 交付申請書

年 月 日

(あて先) 仙台市長

	郵 便 番 号 〒
± ₩ ₩	本店所在地
	又は住民登録地
事業者	フ リ ガ ナ
	法 人 名
	又は屋号
	役 職
代表者	フリガナ
	氏 名 印

宿泊事業者外国人材雇用支援補助金交付要綱第9条の規定により、補助金の交付を申請 します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円
- 2 補助金交付予定額の積算根拠

補助対象経費の額①	補助金交付予定額(①×1/2)上限20万円
H	円(千円未満の端数切捨て)

- 3 添付書類
 - ・外国人材と締結した雇用契約書の写し
 - ・補助対象経費の内訳書(見込)(別紙1)
 - ・補助対象経費の見積書等の写し
 - ・補助対象事業の概要が分かる資料
 - ・申請者の概要が分かる資料
 - · 市税納付状況確認同意書(別紙2)
- 4 誓約事項(申請にあたっては全ての事項を確認し、同意のチェックが必要です)

宿泊事業者外国人材雇用支援補助金申請の手引き等を確認しており、補助金の
申請に関し、全ての申請要件を満たしています。
仙台市補助金等交付規則及び宿泊事業者外国人材雇用支援補助金交付要綱の
内容に従うことについて同意します。
補助金の対象経費に対して、国、県、市その他機関から補助金は受けていませ
λ_{\circ}
虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたことが判
明した場合は宿泊事業者外国人材雇用支援補助金交付要綱第18条及び第1
9条の規定により、交付決定の取消や補助金の返還等に応じるとともに、仙台
市補助金等交付規則第18条第1項による加算金等の支払にも応じます。ま
た、納付日までに補助金を返還しなかった場合、その未納額につき仙台市補助
金等交付規則第18条第2項による遅延損害金を納付することに応じます。
 仙台市から報告・立入検査等の求めがあった場合は、これに応じます。
間日間が り振日 立八帳直守ッパッパ の フルップロは、 C401C/10 しよう。
申請内容に虚偽その他不正があった場合は、事業者名等の情報が公表されるこ
とに同意します。
申請書類及び添付書類の内容について、税務情報として使用することに同意し
ます。
仙台市補助金等交付規則施行要領第3条第2項の規定に基づき、代表者、役員
又は使用人その他の従業員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する
法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員に該当せず、
かつ、将来にわたっても該当しません。
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)
第2条第5 項に掲げる「性風俗関連特殊営業」を行っていません。
申請書類及び添付書類の内容について、仙台市が他の行政機関や警察等に確認
等を行うとともに、他の行政機関や警察等が補助金の支給要件の該当性等を審
査するため必要な場合であって、当該審査に必要な限度で、申請書類及び添付
書類に記載された情報を他の行政機関や警察等の求めに応じて情報提供する
ことに同意します。

別紙1 (第9条関係)

補助対象経費の内訳書(見込)

区分	支払予定額 (税込)	補助対象経費 (税抜)	補助対象経費の説明
移動費	円	円	・外国人材の入国に伴う移動費 ※事業者の人員の現地視察等の旅費は認めない
手数料	円	円	・送り出し機関や人材紹介会社、登録支援機関等へ の支払い紹介手数料 ・入国管理局に支払う在留資格に係る手数料等
委託料	円	円	・在留資格の変更や申請に係る行政書士への委託料 ・登録支援機関への委託料 ・通訳の手配に係る委託料 等
福利厚生	円	円	・外国人材の健康診断の費用等
その他	円	円	・市長が特に必要と認めた経費
合 計	円	円	

※外国人材の複数人の雇用に係る支援等をまとめて委託している場合は、その合計額を記載すること

雇用する外国人材に関する情報(人目)

氏 名	
国 籍	
在 留 資 格	
雇用契約締結年月日	
労働開始予定日及	
び雇用期間	
従事予定業務	
従事予定施設名	

雇用する外国人材に関する情報(人目)

氏 名	
国 籍	
在 留 資 格	
雇用契約締結年月日	
労働開始予定日及	
び雇用期間	
従事予定業務	
従事予定施設名	

市税納付状況確認同意書

年 月 日

(あ	て先)	仙台市長

(文化観光局観光交流部観光課扱い)

申請者	
所在地	
住 所	
フリガナ	
名 称	
氏 名	

市税納付状況確認

私(法人(団体)含む)の仙台市市税納付状況(税目・税額・申告の有無等)を文化観 光局観光交流部観光課が税務担当課に照会することに

同意します

同意しません

※ 該当するものを○で囲んでください。同意する場合は、納付状況の確認に際し、申請者を特定するために必要な下記の情報について記入をお願いします。

個人の場合

・生年月日 (年月日)

※個人事業主の方は次の2点についても記入をお願いします。

• 事業所所在地

(申請者と同一の場合は記入不要) ______

・事業所名称・屋号

法人格を有する場合

・本店や主たる事務所の所在地

(申請者と同一の場合は記入不要)

・本店や主たる事務所の名 称

(申請者と同一の場合は記入不要)

· 法 人 番 号 (13桁)

※同意されない場合には、市税の課税の有無にかかわらず、最寄りの区役所・総合支所税証明担当課において交付される「市税の滞納がないことの証明書」(申請日前30日以内に交付を受けたものに限ります。)を添付して申請してください(1通300円の手数料が必要です。)。

【「市税の滞納がないことの証明書」の交付にあたって】

市税を10日以内に納付した場合は、納付状況を確認できない場合があるため、「市税の滞納がないことの証明書」の交付を受ける際に、領収書や通帳等納付した事実がわかる書類をお持ちください<u>(法</u>人市民税・事業所税の場合は申告書の控えもお持ちください。)。

宿泊事業者外国人材雇用支援補助金 交付決定通知書

仙台市()指令第 号

様

年 月 日付けで申請のありました標記の補助金について、仙台市補助金等交付規則 第6条及び宿泊事業者外国人材雇用支援補助金交付要綱第10条の規定により、下記のと おり条件をつけて交付することに決定しましたので通知します。

なお、決定の内容及び補助の条件に不服がある場合は、 年 月 日までに申請を取り下げることができます。

年 月 日

仙台市長印

1 補助決定額
1 補助決定額 2 補助の条件

宿泊事業者外国人材雇用支援補助金 不交付決定通知書

仙台市()指令第 号

様

年 月 日付けで申請のありました宿泊事業者外国人材雇用支援補助金については、 宿泊事業者外国人材雇用支援補助金交付要綱第10条に基づき、交付しないこととなりま したので、同条により通知します。

年 月 日

仙台市長印

<理由>

宿泊事業者外国人材雇用支援補助金 事業変更承認申請書

年 月 日

(あて先) 仙台市長

申請者 住所又は所在地 氏名又は名称

印

年 月 日付仙台市()指令第 号で交付の決定の通知がありました標記の補助金について、下記のとおり変更したいので、仙台市補助金等交付規則第5条第1項第1号及び宿泊事業者外国人材雇用支援補助金交付要綱第12条第2項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

- 3 添付書類
 - (1) 交付申請書(様式第1号)の添付書類のうち変更に係る書類
 - (2) その他必要な書類

宿泊事業者外国人材雇用支援補助金 事業中止承認申請書

年 月 日

(あて先) 仙台市長

申請書 住所又は所在地 氏名又は氏名

印

年 月 日付仙台市()指令第 号で交付の決定の通知がありました標記の補助金について、下記のとおり中止したいので、仙台市補助金等交付規則第5条第1項第2号及び宿泊事業者外国人材雇用支援補助金交付要綱第12条第2項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 中止の理由

2 中止の期間及び再開の時期

- 3 添付書類
 - (1) 収支予算書
 - (2) その他必要な書類

宿泊事業者外国人材雇用支援補助金 事業(変更・中止)承認通知書 仙台市()指令第 号

様

年 月 日付けで申請のありました宿泊事業者外国人材雇用支援補助金事業(変更・中止)について、下記のとおり承認しますので、仙台市補助金等交付規則第11条第2項及び宿泊事業者外国人材雇用支援補助金交付要綱第12条第3項の規定により、通知します。

年 月 日

仙台市長

印

1	補助決定額	金	
2	承認の内容	① 下記のとおり事業を変更すること	
		② 事業を中止すること	
3	承認の理由		

宿泊事業者外国人材雇用支援補助金 交付申請取下書

年 月 日

(あて先) 仙台市長

申請者 住所又は所在地 氏名又は名称

印

年 月 日付仙台市()指令第 号で交付の決定の通知がありました標記の補助金について、下記のとおり仙台市補助金等交付規則第7条及び宿泊事業者外国人材雇用支援補助金交付要綱第13条の規定により、申請を取り下げます。

記

1 補助決定額

金円

2 交付申請年月日

年 月 日

3 取下の理由

宿泊事業者外国人材雇用支援補助金 事業実績報告書

年 月 日

(あて先) 仙台市長

申請者 住所又は所在地 氏名又は名称

年 月 日付仙台市()指令第 号で交付決定がありました標記補助金に 係る事業実績について、仙台市補助金等交付規則第12条及び宿泊事業者外国人材雇用支 援補助金交付要綱第15条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

なお、本報告時点で外国人材が在留カードを取得していない場合は、取得後速やかに仙台市に対して提出し、雇用状況について報告します。

記

1	事業費総額	金 円	
2	補助金交付申請額	金 円	
3	申請書類	1補助対象経費の明細書(別紙3)	
		2補助対象経費の領収書等の写し	
	3雇用した外国人材に係る在留カードの写し		
		4 その他市長が必要と認める書類	

補助対象経費の明細書

補助対象経費の明細 【添付書類:補助対象経費の領収書の写し】

区分	支払額 (税込)	補助対象経費 (税抜)	※市記載欄
移動費	円	円	
手数料	円	円	
委託料	円	円	
福利厚生費	円	円	
その他	円	円	
合 計	円	円	

[※]印欄は記入しない。

雇用した外国人材に関する情報(人目)

氏 名	
国 籍	
在 留 資 格	
雇用契約締結年月日	
労働開始予定日及	
び雇用期間	
従事予定業務	
従事予定施設名	

雇用した外国人材に関する情報(人目)

氏			名	
国			籍	
在	留	資	格	
雇用契約締結年月日			月日	
労働開始予定日及				
び雇用期間				
従事予定業務			き 務	
従事予定施設名			2名	

様式第9号(第16条関係)

宿泊事業者外国人材雇用支援補助金 確定通知書

仙台市()指令第 号

様

年 月 日付けで実績報告のあった下記の補助事業については、仙台市補助金等交付規則第13条及び宿泊事業者外国人材雇用支援補助金交付要綱第16条に基づき、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

年 月 日

仙台市長印

- 1 事業の種類
- 2 補助確定額

金円

3 その他

年 月 日までに補助金交付請求書を提出してください。

宿泊事業者外国人材雇用支援補助金 交付請求書

年 月 日

(あて先) 仙台市長

申請者 住所又は所在地 氏名又は名称

年 月 日付仙台市()指令第 号で交付の決定の通知がありました標記の補助金について、宿泊事業者外国人材雇用支援補助金交付要綱第17条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 事業の種類
- 2 補助確定額

金円

3 請 求 額

金円

以上

請求書

٨ المعتاد	千 百	十 億	千 百	十 万 千	百 + 円
金額					

ただし、宿泊事業者外国人材雇用支援補助金として(内訳のとおり)

内									部	5							
品	名		規	格	単位	江	数量		単	価			(金		額	
補助金						式	1				円						円
仙台市()第	号	lacksquare								17						1
					<u> </u>												
			$ldsymbol{f eta}$								-						
											!						! ! !
小計																	
消費税及び	消費税及び地方消費税																
合 計																	
上記(裏面)の金額を請求します。												日					
(あて先) 仙台市(区) 長 住所 仙台市												r					
(0) ()0,	ш н .	114 76	<i>△</i> ,	X			<u> -1-</u> //	'l ie	1								
□ 登録債権者ですので																	
指定した方法で:	お支払い	ください	' 0														
 (債権者電話番号	号下 4 桁))					- 電話	 舌	(_	_	_)		
				<u> </u>		-			`								
□ 口座を複数登録していますので						振				銀	紆						店
□ 登録していま	ミせんので	\$		J		込先銀									<u> </u>	1	T
						銀行	1 普		口座								
	右のとおり振り込んでください。					11	2 当	坐	番号								
(上記のいずれかに口印をつけてください)						7114	<u>-</u>										
注 金額は、アラビア数字で記入してください。 首標金額の訂正は認めません。						口座	フリオ	17									
						名		-	<u> </u>	<u> </u>	<u>i .</u>					<u> </u>	i
3 首標金額の一桁上位の欄に¥印を記入して						義											
ください。																	